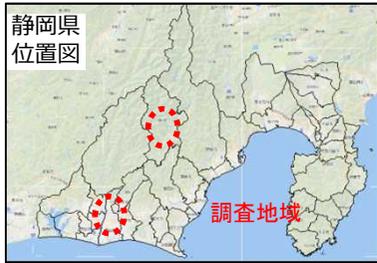


被災自治体への技術支援 ～災害緊急調査～【静岡県 (R4.10.14)】

- 国土交通省の災害査定官が赴き、災害復旧の迅速化に向け、被災自治体に対して復旧方針・工法等の技術的支援・助言を実施
- 要請のあった静岡県において計6ヶ所(県管理施設4ヶ所、磐田市管理施設1ヶ所、川根本町管理施設1ヶ所)の災害緊急調査を実施



■災害査定官による主な助言内容 [静岡県管理施設]

- 二級河川太田川水系敷地川 (磐田市)
 - ・堤防決壊部については越水なのか、浸食なのかメカニズムを明らかにし、それに応じた復旧工法を検討すること。
 - ・越水箇所、護岸崩壊箇所など、被災箇所を漏れなく把握すること。
 - ・応急仮工事の背面に設ける仮締切は応急本工事として施工してよい。
- 二級河川太田川水系太田川、三倉川 (森町)
 - ・被災部分の対策が技術的に困難である場合は、施設の位置や法線等を変更した復旧工法にて申請することも可能であるため、対策案として検討すること。
 - ・崩壊した天然河岸については、背後地に家屋等もあり、公益性が高いため要綱15の1の適用も検討すること。
- 二級河川太田川水系小藪川 (森町)
 - ・復旧延長は、施設の被災状況を十分に調査し判断すること。
 - ・被災メカニズムは現地状況に照らし合わせて十分に調査し、整理すること。



[磐田市管理施設]

- 下田橋 (市道敷地16号線)
 - ・被災橋梁が全橋被災か部分被災かを健全度調査により判断すること。
 - ・被災橋梁の復旧については、部分復旧よりも仮設工法を考慮すると経済比較により全橋架替が有利になる場合があるので要検討のこと。
 - ・応急仮工事で迂回路設置も可能であるので検討すること。
 - ・被災した部材の撤去は応急本工事で実施可能であるので検討すること。



[川根本町管理施設]

- 町道 下泉河内川線
 - ・仮締切と工事用道路は査定を待たずに着手してよい。
 - ・洗掘深が十分に調査できなかった場合、推定洗掘深および上下流の状況を考慮して設計根拠とすること。
 - ・起終点は根入れのゆるみなどを十分に調査して決定すること。

